広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会
検討ワーキンググループ運営要領

第１　趣　旨

市町村等が広域的な連携による地域づくりを主体的に進めることができるよう、市町村からの要望を踏まえた具体的テーマに即し、市町村職員と道職員が協働して調査検討を行うため、広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（以下「連携検討会」という。）規約第 5 条の規定により設置する検討ワーキンググループ（以下「検討ＷＧ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　検討ＷＧ

１　設置する検討ＷＧは、道、市長会及び町村会の三者の合意により、テーマを特定し、設置する。

２　検討ＷＧのテーマについては、随時、拡充･追加を行うこととする。

第３　所掌事項

１　各テーマに応じた幅広い視点からの専門的な調査検討

２　その他必要と認める事項

第４　構　成

１　検討ＷＧは、道、市長会及び町村会からの推薦に基づき指名された市町村職員及び北海道職員により構成する。

２　検討ＷＧの任期は、１年以内とする。ただし、再任は妨げない。

第５　運　営

１　各検討ＷＧは、連携検討会代表が招集する。

２　各検討ＷＧは、会議形式による討議のほか、電子メールを活用するなど、効率的な運営を行うものとする。

３　各検討ＷＧは、必要に応じ、道内市町村や他府県の先進的事例を調査するため、現地調査を行うことができる。

４　連携検討会代表は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

５　各検討ＷＧにおいて、調査検討した事項については、各構成員が役割分担して、報告書を取りまとめ、連携検討会に報告する。

第６　庶　務

各検討ＷＧの庶務は、道総合政策部地域行政局市町村課、北海道市長会及び北海道町村会が協働して行う。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、各検討ＷＧの開催に必要な事項は、連携検討会で協議の上、決定する。

（附　則）　この要領は、平成２２年１０月２１日から施行する。
（附　則）　この要領は、平成２２年１２月２１日から施行する。
（附　則）　この要領は、平成２７年　６月　１日から施行する。
（附　則）　この要領は、平成３０年　４月　１日から施行する。
（附　則）　この要領は、令和　２年　４月　１日から施行する。
（附　則）　この要領は、令和　７年　４月　１日から施行する。